

「正会員の業務運営等に関する規則」の一部改正

新	旧
<p style="text-align: center;">正会員の業務運営等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p>(株式投資信託の買付及び解約の申込みの受付時限等)</p> <p>第 8 条 投資信託委託会社会員は、株式投資信託について次の事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) 販売会社に対し、顧客の買付及び解約（買取りを含む。以下同じ。）の受付は、遅くとも<b>午後 3 時 30 分</b>までに締切ることを遵守するよう求めること</p> <p>(2) 当該営業日における顧客の買付及び解約の取引に係る追加設定又は解約の口数を投資信託毎に確定し、速やかに受託銀行に連絡すること</p> <p>(大口申込者への販売等)</p> <p>第 9 条 投資信託委託会社会員は、販売会社との間で、追加型株式投資信託について投資信託毎に大口申込者の一回当たりの解約受付限度額及び事前連絡を要する一定金額を決定するものとする。この場合、当該金額は当該投資信託の規模及び商品性格等を十分考慮し、当該投資信託の運用上支障の生じない金額とする。</p> <p>2 投資信託委託会社会員は、販売会社に対し、前項に規定する一定金額以上の解約については、約定日当日の午後 12 時 30 分までに投</p>	<p style="text-align: center;">正会員の業務運営等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 7 条 (同 左)</p> <p>(株式投資信託の買付及び解約の申込みの受付時限等)</p> <p>第 8 条 投資信託委託会社会員は、株式投資信託について次の事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) 販売会社に対し、顧客の買付及び解約（買取りを含む。以下同じ。）の受付は、遅くとも<b>午後 3 時</b>までに締切ることを遵守するよう求めること</p> <p>(2) 当該営業日における顧客の買付及び解約の取引に係る追加設定又は解約の口数を投資信託毎に確定し、速やかに受託銀行に連絡すること</p> <p>(大口申込者への販売等)</p> <p>第 9 条 投資信託委託会社会員は、販売会社との間で、追加型株式投資信託について投資信託毎に大口申込者の一回当たりの解約受付限度額及び事前連絡を要する一定金額を決定するものとする。この場合、当該金額は当該投資信託の規模及び商品性格等を十分考慮し、当該投資信託の運用上支障の生じない金額とする。</p> <p>2 投資信託委託会社会員は、販売会社に対し、前項に規定する一定金額以上の解約については、約定日当日の午後 12 時 30 分までに投</p>

新	旧
<p>資信託委託会社会員に対して連絡するよう求めるものとする。</p> <p><u>ただし、投資信託の解約に係る基準価額適用日が翌営業日以降の投資信託又は投資信託約款などの規定により別の運営を可能としている投資信託については、当該投資信託の運用上支障の生じない時限(実務上支障のない時限など)とすることができるものとする。</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u>  <u>この改正は、令和6年11月5日から実施する。</u>  <u>ただし、第8条の改正規定については、株式会社東京証券取引所におけるシステム更改時期に変更があった場合には、当該システム更改の実施日から適用する。</u></p>	<p>資信託委託会社会員に対して連絡するよう求めるものとする。</p> <p>(同 左)</p>